

しながわ未来NEWS

2024
No.3

●発行/しながわ未来●発行日/2024年9月5日●発行責任者/大倉たかひろ●〒140-8715品川区広町2-1-36 TEL03-5742-7810 FAX03-5728-9736

2023年5月より品川区議会内において合同会派となる、「しながわ未来」(無所属・立憲・ネット)を結成しました。所属議員は(幹事長)大倉たかひろ、(副幹事長)松永よしひろ、(政調会長)山本やすゆき、木村健悟、ひがしゆき、吉田ゆみこの6名です。



区議会第2回定例会より

2024年6月28日に
吉田ゆみこが
一般質問に登壇
6月27日から7月10日までの14日間の会
期で区議会第2回定例会は開催されました。



一般質問に登壇した吉田ゆみこ(品川区議会第2回定例会2024年6月28日)

吉田ゆみこが一般質問に取り上げたテーマは①地方自治法改定に對する品川区の考え方②学校教育の現場における不適切指導と、教員のメンタルケアと職務上の負担軽減③障がい者の多様な働き方の確保④羽田新飛行ルート問題です。今回は、地方自治法の改定問題と障がい者の多様な働き方について報告します。

改悪された地方自治法

2000年の地方分権一括法により、それまでの「国が上、地方が下」という関係性が「国と地方は対等」という関係に改まりました。今回の法改正はそれを再び上下の関係に戻すことを意味する改悪です。地方分権一括法以前でも、国の指示権は当時の機関委任事務の範囲にとどまっていたものが、改定後は自治事務にも国の指示権が及ぶとも読み取れます。

障がい者の働く機会は広がるか?

地方自治は、吉田ゆみこが掲げる政策の柱の一つ「情報公開を進め、市民が自治する品川をつくる」のよりどころであり、まさに民主主義の根幹です。今後品川区は基礎自治体として、憲法92条に定める「地方自治の基本原則」を貫くよう求めました。

吉田ゆみこは2022年にも障がい者の働く機会の広げ方を質問に取り上げました。その際は主に「品川区の職員として」働く機会を求めましたが、今回はそれに加えて、品川区で始めた「超短時間雇用促進事業」(以下促進事業)の進捗状況や広報について質しました。

答弁によれば①品川区では6月現在、44人の障がい者が区の正規職員として勤務②正規の就労が難しい人が働く「業務支援室」では

8名が会計年度任用職員として勤務③2022年時点では実現していなかった超短時間勤務の人も1名、会計年度任用職員として勤務と実態が確認できました。

一方で、「少しの時間なら働くことができる」という障がい者と「短時間でもこの仕事を担ってほしい」という企業をマッチングさせる「促進事業」については、就労希望の登録者数は6月時点で14名、導入を検討している事業者は8社とのこと。

マッチングの成功事例は施設の清掃業務、テレワークによる業務の2件の実績があるとのことでした。

「促進事業」は本年4月に開始したばかりの事業です。障がい者の働く機会、社会参加の機会を広げるといふ視点でこの事業を評価し、次なる政策提案につなげていきます。



一般質問に取り上げたテーマの一つ「地方自治法改定」について緊急学習会が開催され出席。杉並、江戸川、世田谷、日野、八王子、国分寺など多くの自治体で議会質問に取り上げられたと報告があった。中央、講師の今井照さん(地方自治総合研究所特任研究員)。2024年7月12日